

事 務 連 絡
令和 6 年10月10日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
動物衛生課家畜防疫対策室長

韓国における野鳥糞便からのH5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

昨日、韓国環境部から、韓国の全北特別自治道（チョンブクとくべつじちどう）群山市（クンサンシ）（万頃江）で本年10月2日に採取された野鳥の糞便からH5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、公表されました（別添参照）。

我が国では、すでに北海道の野鳥において高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているところですが、本事例は、本年の冬季（9月～翌年4月）において、韓国で初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出事例であり、渡り鳥による我が国への本病ウイルスの持ち込みについてさらなる警戒が必要となります。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和6年9月12日付け6消安第3505号農林水産省消費・安全局長通知）及び「北海道乙部町で回収された死亡野鳥におけるA型インフルエンザウイルス簡易検査陽性事例の確認について」（令和6年10月1日付け6消安第3835号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、家さん農場における発生予防対策、異状の早期発見・早期通報等の徹底を御指導いただいているところですが、今般の事例を踏まえ、改めて関係者に対し、高病原性鳥インフルエンザの発生予防を図るようお願いします。

（参考）農林水産省ウェブサイト

- 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について（令和6年9月12日付け6消安第3505号農林水産省消費・安全局長通知）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r6_hpai_kokunai-8.pdf

- 北海道乙部町で回収された死亡野鳥におけるA型インフルエンザウイルス簡易検査陽性事例の確認について（令和6年10月1日付け6消安第3835号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r6_hpai_kokunai-9.pdf

- 鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

令和6年10月10日

動物衛生課国際衛生企画班

(仮訳)

件名：(合同・参考) 野生鳥類の糞便から高病原性鳥インフルエンザ検出、危機警報段階を「深刻」に格上げ

(합동·참고) 야생조류 분변에서 고병원성 조류인플루엔자 검출, 위기경보단계 '심각'으로 격상

掲載：韓国当局プレス（環境部）

日時：2024年10月9日付

URL： <https://me.go.kr/niwdc/web/board/read.do?menuId=24&boardId=1702270&boardMasterId=794&condition.hideCate=1>

- ▷ 全国家きん農場の精密検査周期を短縮、放し飼い飼育禁止命令等強化された防疫措置を施行
- ▷ 家きん農場は「私の農場は私が守る」という心構えで、防疫規則遵守を要請。
- ▷ 渡り鳥の飛来地、農耕地、河川周辺でへい死体を発見した場合、直ちに通報するよう要請

農林畜産食品部(長官ソン・ミリョン、以下農食品部)と環境部(長官キム・ワンソプ)は、2024/2025年野生鳥類予察・検査標準指針*に基づき、10月2日に全北特別自治道(チョンブクとくべつじちどう)群山市(クンサンシ)(万頃江)で採取した野生鳥類の糞便に対する農林畜産検疫本部の精密検査の結果、10月9日にH5型**高病原性鳥インフルエンザが確認されたと明らかにした。

* 冬季(毎年9月～翌年4月)の主要渡り鳥飛来地で野生鳥類試料(糞便、捕獲、へい死体)を採取し、高病原性鳥インフルエンザ感染の有無を確認するための農食品部・環境部合同指針。

** N型確認は精密検査(塩基配列分析等)を通じて1～2日かかる予定。

今回の冬季に国内の野生鳥類サンプルから高病原性鳥インフルエンザが検出されたのは初めて*で、昨冬の最後の検出(慶尚南道昌原市の周南貯水池、今年2月6日)以来8か月ぶりである。

* 国内野生鳥類の糞便から低病原性鳥インフルエンザが3件検出。日本では9月30日に野生鳥類の死体(鷹)からH5N1型高病原性鳥インフルエンザが1件検出された。

農食品部は「鳥インフルエンザ緊急行動指針(SOP)」に基づき、危機警報段階を「注意」から「深刻」に格上げし、全国の家きん農場に対する精密検査周期の短縮、放飼禁止命令等強化された防疫措置を施行する。

農食品部のチェ・ジョンロク防疫政策局長は、「高病原性鳥インフルエンザ発生の危険性が高まる時期であるため、養鶏場の関係者らは「私の農場は私が守る」という心構えで遮断防疫規則*を徹底的に遵守し、家きんの死亡増加、産卵率の低下等疑わしい症状が観察された場合、直ちに防疫当局に通報**してほしい」と強調した。

* 農場出入り車両の２段階消毒(固定式消毒施設で消毒した後、高圧噴霧器でもう一度車両の車輪・下部等の補完消毒)、畜舎の出入り時に前室で長靴の履替え、手洗い等。

家畜伝染病の疑い申告電話：***-*****, *****-*****

また、農食品部と環境部は、「感染した渡り鳥から家きん農場の高病原性鳥インフルエンザの発生を事前に予防できるよう、渡り鳥の飛来地、農耕地、河川周辺で野鳥のへい死体を発見した場合、直ちに通報*するよう要請した。

韓国における野鳥からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑い・分離事例 (2024年9月以降)

今シーズンのHPAI事例 (2024年9月から)

野鳥での初確認日

2024年10月2日(全北特別自治道)

昨シーズンのHPAI事例 (2023年9月から2024年2月)

野鳥での初確認日

2023年11月27日(全北特別自治道)

家きんでの初発生日

2023年12月3日(全羅南道)

家きんでの発生数 32事例

(参考:低病原性:1事例)

全北特別自治道

群山市 H5 野鳥糞便 2024.10.2



2024年10月9日時点
農林水産省動物衛生課

出典:韓国農林畜産食品部、環境部プレスリリース、
WOAH-WAHIS
※日付は検出日

▲:感染確認地点